

議員提出議案第 14 号

原発事故被災者の健康調査に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成 26 年 12 月 17 日

提出者 立川市議会議員 古屋直彦
伊藤大輔
木原 宏
山本みちよ
上條彰一
福島正美

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

原発事故被災者の健康調査に関する意見書

東京電力福島第一原発事故は、事故以来3年半以上が経過しても、収束の見通しがたっていない。多くの人たちがふるさとを追われ、家族や地域共同体が分断されたまま、応急仮設住宅などでの避難生活を強いられている。被災地にとどまる方々からは、被ばくに関する悩みや健康に関する不安を語ることもできずに、不安な心情も伝わってくる。長引く原発事故の影響を踏まえた支援が必要である。

「原発事故子ども・被災者支援法」第13条第2項では、一定の被ばく線量以上の地域の原発事故被害者が生涯にわたっての健診の保障が、第3項では健康被害についての医療費の減免が規定されている。しかし、これらは具体化されていない。

現在、福島県内でしか、体系だった健診は行われておらず、福島県内ですら、甲状腺がん、心の健康、生活習慣病に狭く絞った健診となっている。詳細な健診は、避難区域からの避難者にしか実施されていない。これでは甲状腺がん以外のがんや、がん以外の多様な疾病は把握すらされない。

「原発事故子ども・被災者支援法」では、国は放射線による健康への影響に関する調査等に関し、必要な施策を講ずることとされている。環境省は、これまで一年以上に渡り、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」を開催し、11月26日の13回目の会議では中間とりまとめ案を審議したが、「福島県外の住民の外部被ばく線量は福島県内の被ばく線量を上回るものではない」といった記述に関し、委員からは県内県外で分けるのは非科学的であるという指摘等もあり、年内にはまとめられないと見られている。

その間にも、被災者は医者と連携しながら自ら健康相談会などを企画、自費で検査を行うなど、自力で不安解消しようとしている。

2011年7月に日本医師会は学齢期をすぎた人たちも含め、甲状腺検査以外の全体的な健診をしてほしいと要求している。

学校健診の機会を利用して血液検査等を進める、保険制度を見直して放射線障害について保険の範囲に入れる等の工夫が早急に必要である。

よって、立川市議会は、政府に対し、予防原則に基づき、原発事故被害者が幅広く健診を保障され、医療費の減免が受けられるよう「原発事故子ども・被災者支援法」第13条第2項、第3項の具体化のための立法措置を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月17日

立川市議会

議長 須崎 八朗